

# 後期高齢者医療制度

健康診査・保険給付について

令和4年7月16日発行

保険医療助成課

☎ 229-3285 FAX 229-5001

三重県後期高齢者医療広域連合

☎ 221-6883 FAX 221-6881

## 被保険者証を発送しました

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人(65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請して認定を受けた人を含む)を対象としています。

後期高齢者医療制度の保険証は、毎年8月1日に更新します。令和4年度は、10月1日(土)から窓口負担割合の見直し(2割負担)が実施されることから、被保険者証は次のとおり2回に分けて簡易書留で送付します。

● **1回目の交付**…7月中に紫色の被保険者証を送付します(有効期限は令和4年9月30日)。

● **2回目の交付**…9月中に若草色の被保険者証を送付します(有効期限は令和5年7月31日)。

なお、現在お持ちの被保険者証(ピンク色)の有効期限は7月31日(日)です。8月以降に保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。

## 健康診査を受診しましょう

### 後期高齢者健康診査

～生活習慣病等の早期発見のために～

高齢者の皆さんの健康管理と生活習慣病などの早期発見のため、後期高齢者健康診査を受診しましょう。受診券等は、6月下旬から後期高齢者医療広域連合から順次送付しています。受診方法について、詳しくは受診券等をご覧ください。

**対象** 8月31日(水)までに後期高齢者医療制度に加入した人

**受診券の送付スケジュール**

- 4月末時点の被保険者…6月下旬
- 5～7月中に被保険者となった人…8月下旬
- 8月中に被保険者となった人…9月下旬

**受診期間** 11月30日(水)まで

**費用** 無料。ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。

### 後期高齢者歯科健康診査

～75歳からのお口の健康チェック～

口腔機能低下の予防と口腔健康意識の向上のため、後期高齢者歯科健康診査を実施しています。受診券等は、8月下旬に後期高齢者医療広域連合から送付します。受診方法について、詳しくは受診券等をご覧ください。

**対象** 三重県後期高齢者医療被保険者で、令和4年3月31日現在、75歳・77歳・80歳の人

**ところ** 三重県歯科医師会の指定する歯科医療機関(詳しくは受診券同封文書をご覧ください)

**受診期間** 9月1日(木)～12月20日(火)

**費用** 無料。ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。



## 保険給付について

### 療養費

次のようなとき、申請し必要と認められた場合は、費用の一部が支給されます。

- 急病などで保険証を持たずに診療を受けたとき
- 医師の指示により、コルセットなどの補装具を作ったとき
- 医師が必要と認めた、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき

### 第三者行為

交通事故など、第三者の行為によってけがをして

治療を受ける場合、原則として加害者が医療費を負担すべきもので保険診療の対象となりませんが、届け出により後期高齢者医療保険で治療を受けることができます。

### 葬祭費

被保険者が死亡したとき、申請により葬祭を行った人に葬祭費として5万円が支給されます。

### 特定疾病(人工透析など)

申請により「特定疾病療養受療証」が交付され、毎月の自己負担額は1万円までとなります。